**【参考】グループ補助金交付決定通知書について**

県から各事業者に送付している補助金交付決定通知書には、各事業者の「交付決定番号」、「交付決定を受けた年度」、「交付決定日」、「交付決定額」が記載されています。グループ補助金の各種手続を行う際に必要となりますので、ご確認ください。

交付決定通知書は、事業者の皆様がグループ補助金の交付決定を受けたことを証する重要な書類ですので、紛失することのないよう、取扱いに注意してください。

**【交付決定指令書】（見本）**

|  |
| --- |
| 様式第２ 岩手県指令経支第○○号　　○○市○○字○○-○　　交付決定番号○○○○株式会社（○○○○グループ）　交付決定額　令和○年○月○日付けで申請のあった中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次の条件を付けて、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）○○○○円を交付します。令和○年○月○日交付決定日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　岩手県知事　　達増　拓也交付決定を受けた年度１．補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和○年○月○日付けをもって申請があった令和○年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。２．補助事業に要する経費の配分は、申請書に添付した補助事業計画書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。３．補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。４．岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第11第1項ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記１により定められた事業内容のうち、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合及び補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る。）の10パーセント以内の減少の変更である場合とする。５．補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第５に規定する補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。６．補助事業者は、交付要綱第１に掲げる法令及び交付要綱の規定を遵守すること。また、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。 |